

月刊『税』2020年9月号掲載

特集 検証ふるさと納税—不指定取消請求事件最高裁判決から考える制度のあり方

企業版ふるさと納税の拡充と新たな取り組み

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 柏木恵

はじめに

今回の最高裁判決を受けて、私たちに必要なのは、ふるさと納税の捉え直しである。寄附を通じて自治体を応援したいというふるさと納税の創設当初の純粋な目的に立ち返ることが必要なのではないか。ふるさと納税は自治体の応援策、地方創生策であるとしたときに、これまでは個人版ふるさと納税ばかりに注目が集まってきたが、企業版ふるさと納税も含めて、ふるさと納税の次の段階を見据える必要がある。

企業版ふるさと納税は、地方創生の手段のひとつとして平成28年度に4年間の時限措置で導入された。令和2年度税制改正で5年間延長され、税額控除の拡充が図られた。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生により、新しい生活様式を模索する中、東京一極集中を是正する策として、令和2年7月に「企業版ふるさと納税・ヒト版（仮称）」の創設が公表された。本稿では、地方創生策として期待される企業版ふるさと納税について検討する。

1. 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税の正式名称は「地方創生応援税制」である。企業版ふるさと納税は、地方再生法のもと、国（内閣府）が認定した自治体の地方創生のプロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税の税額控除が受けられる制度で、平成28年度に令和元年度までの4年間の時限措置で創設された。ただし、不交付団体である東京都と不交付団体で三大都市圏の既成市街地等の市区町村は対象外である。

企業版ふるさと納税を受けようとする自治体は地域再生計画を策定し認定を受ける必要がある。令和2年度第1回認定時点で、認定を受けた自治体は、45道府県655市町村である。自治体が作成する地域再生計画の対象事業は、①～④のとおりである。

- ① しごと創生：地域産業振興、観光振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等
 - ② 地域への人の流れ：移住・定住の促進、生涯活躍のまち等
 - ③ 働き方改革：少子化対策、働き方改革等
 - ④ まちづくり：小さな拠点、コンパクトシティ等
- である。

企業は10万円から認定された事業費の範囲内まで寄附ができる。ただし、本社が所在する自治体への寄附はできない。自治体は寄附企業への経済的な見返りは禁止されている。

寄附した企業数は、平成 28 年度が 459 社、平成 29 年度が 1,112 社、平成 30 年度が 1,138 社の合計 2,709 社である。

平成 28 年度から平成 30 年度の事業分野別の寄附実績は 3,130 件、65 億 7700 万円である(表 1)。寄附の内訳は、しごと創生分野において 3 年間で 49 億 2700 万円(2,423 件)、地方への人の流れ分野に 8 億 100 万円(376 件)、働き方改革分野で 2 億 7700 万円(156 件)、まちづくり分野で 5 億 7200 万円(175 件)である。都道府県別で寄付金額の上位をみると、1 位は北海道で 6 億 1851 万円(158 件)で、2 位は茨城県で 5 億 4730 万円(91 件)、3 位は青森県で 5 億 155 万円(95 件)、4 位は佐賀県で 4 億 6403 万円(41 件)、5 位は福島県で 4 億 3058 万円(132 件)の順である。

表 1 事業分野別の寄附実績(平成 28 年度～平成 30 年度) (単位: 件、百万円)

事業分野	平成28年度		平成29年度		平成30年度		合計	
	寄附件数	寄附額	寄附件数	寄附額	寄附件数	寄附額	寄附件数	寄附額
しごと創生	371	536	989	1,935	1,063	2,456	2,423	4,927
地方への人の流れ	63	41	152	192	161	568	376	801
働き方改革	42	59	56	113	58	105	156	277
まちづくり	41	111	57	115	77	346	175	572
合計	517	747	1,254	2,355	1,359	3,475	3,130	6,577

出所: 内閣府地方創生推進事務局ホームページ「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の寄附実績(平成 28～30 年度)について」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/h28-30_keinen_zisseki.pdf

2. 令和 2 年度税制改正による税額控除の拡充

令和元年度までの時限措置であった企業版ふるさと納税は、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、第 2 期「総合戦略」の策定期間(令和 2 年度から令和 6 年度)に合わせて、令和 2 年度税制改正で税額控除の特例措置が 5 年間延長された。

税制改正の目玉は、税額控除割合の引き上げであった。図 1 のように、企業版ふるさと納税の導入前は、企業が寄附を行った場合、国税と地方税を合わせて寄附額の約 3 割の損金算入が認められ、残り 7 割分は企業負担であった。企業版ふるさと納税の導入後は、損金算入に加えて 3 割分が税額控除の対象となり、企業負担は約 4 割となった。令和 2 年度税制改正では、税額控除の割合が現行の 2 倍の 6 割に引き上げられ、企業負担は 1 割となった。たとえば 1,000 万円を寄附すると、最大で 900 万円の法人関係税が軽減される。

税額控除の詳細は以下のとおりである。

① 法人住民税

寄附額の 4 割を税額控除(法人住民税法人割額の 20%が上限)

② 法人税

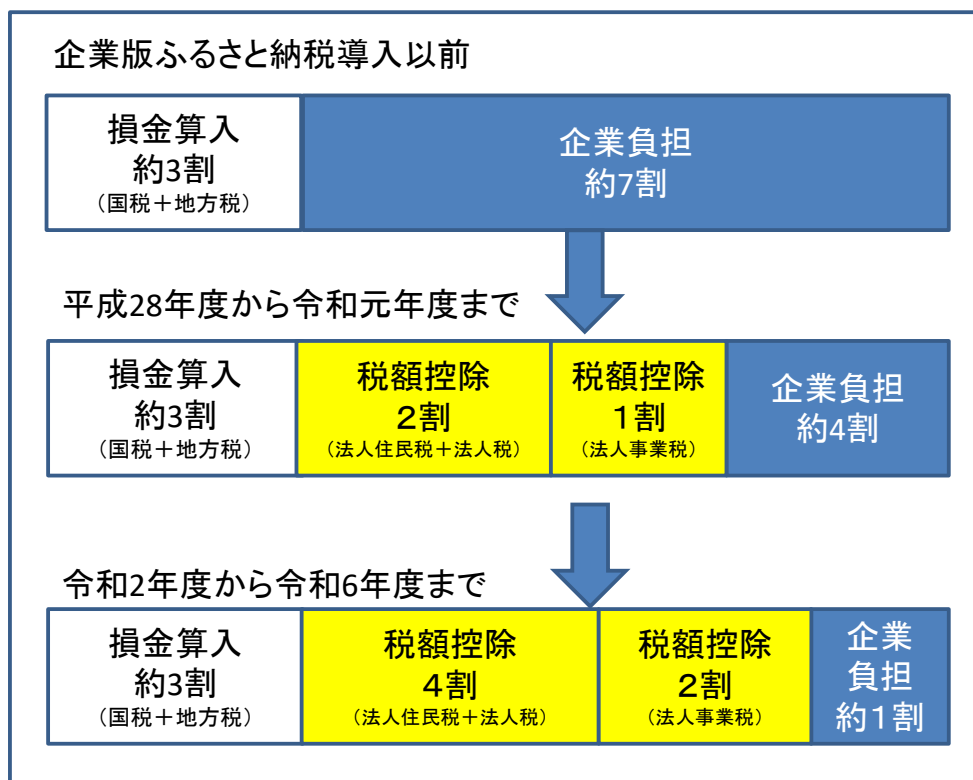
法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除できる。ただし寄附額の 1 割を限度(法人税額の 5%が上限)

③ 法人事業税

寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20%が上限）

税制改正のもうひとつの目玉は手続きの簡素化である。税制改正前の手続きは、事業ごとの認定のため煩雑であった。しかし、事業ごとの認定から包括的な認定となり、地域再生計画の記載事項が簡素化された。地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能となった。また、寄附の時期については、地域再生計画の認定後、寄附の金額の目安の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が認められることになった。

図 1 企業版ふるさと納税の税額控除の変遷



出所：内閣府地方創生推進事務局ホームページ「令和 2 年度税制改正大綱（企業版ふるさと納税）のポイント」より作成。

https://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/tiukisaisei/portal/pdf/dai5/03_seido_kaisei.pdf

3. 企業版ふるさと納税・ヒト版（仮称）の創設

新型コロナウイルス感染症の発生により、新しい生活様式が望まれるようになった。企業には、3 密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、テレワークの推進や時差通勤、オンライン会議が推奨されるようになった。

このような環境変化の中、令和 2 年 7 月 31 日に、総務省は「企業版ふるさと納税・ヒト版（仮称）」を創設することを公表した。自治体の認定事業に企業が社員を派遣した場合に、その社員の人件費などが寄附とみなされ税額控除の対象とされる。東京など都市部への一極集中から地方への移住を促す取り組みとして期待される。令和 2 年度内の実施を

目指して、詳細はこれから検討される¹。

企業版ふるさと納税・ヒト版（仮称）は、地方創生の事業の後押しになるのではないかと考えている。たとえば、総務省が実施している「地域おこし企業人交流プログラム」と関連づけられるのではないか。このプログラムは、定住自立圏に取り組む市町村や条件不利地域を有する市町村が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）に所在する民間企業等の社員を6か月から3年の間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう事業である。受け入れた自治体には、民間企業の社員の受入に係る経費や発案された事業に要する経費について特別交付税措置がなされる。

表2は、平成26年度から令和元年度までの地域おこし企業人交流プログラムの実績である。6年間で245自治体に309人が派遣され、ICT、観光、シティプロモーション、エネルギーなどの事業に従事されてきているが、自治体や民間企業の数からみれば、実績はまだまだ足りない。「企業版ふるさと納税・ヒト版（仮称）」の創設が、地域おこし企業人交流プログラムやその他の地方創生プログラムと結びついて、地方創生を後押しできるのではないか。

表2 地域おこし企業人交流プログラムの実績（平成26年度～令和元年度）（単位：人、件）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	合計
企業人数	22	28	37	57	70	95	309
受入自治体数	17	25	32	50	56	65	245

出所：総務省ホームページ「地域おこし企業人交流プログラムの概要」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000696418.pdf

おわりに

企業版ふるさと納税は、自治体にとっては地方創生事業を進める上で重要な財源となる。企業にとっては、地域への社会的貢献を実現できるとともに、寄附税制の恩恵を受けられる制度である。しかし、認定を受けた自治体は、45道府県655市町村に留まっている。令和2年度税制改正による税額控除の拡充と「企業版ふるさと納税・ヒト版」の創設により、既存の地方創生事業と連携し、さらなる地方創生策となることを期待したい。

¹ 毎日新聞 2020年7月31日夕刊。